

令和 3 年 8 月 会 議  
第 14 回 綾 瀬 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

( 閱 覧 用 )

綾 瀬 市 農 業 委 員 会

開催年月日 令和3年8月25日

開催の場所 全員協議会室

出席委員

議席番号1番	森山謙治	議席番号9番	鈴木洋一
議席番号2番	比留川スミ江	議席番号10番	栗原良晴
議席番号3番	笠間保一	議席番号11番	橘川利一
議席番号4番	細谷則子	議席番号12番	加藤栄三
議席番号6番	多田平雄	議席番号13番	新倉賢一
議席番号7番	山崎弘子	議席番号14番	古塩貞夫
議席番号8番	比留川晴雄		

欠席委員

議席番号5番 見上智

出席推進委員

第1地区担当	高橋重雄	第3地区担当	志澤輝彦
第2地区担当	内藤昭宏		

傍聴人 0名

提出した議案

議案第30号 法第3条の規定による許可申請事案  
議案第31号 法第5条の規定による許可申請事案  
議案第32号 農用地利用集積計画決定事案  
報告第8号 専決処分について

議決事件及賛否の数 別紙記載のとおり

議 事 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

採 決 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事 務 局 長	岩 見 照 人
次 長	早 川 純
総 括 副 主 幹	田 中 誠
主 査	高 田 佑 也
主 事 補	鈴 木 美 咲

9時27分 開会

○議長（古塩 貞夫君）皆さん、おはようございます。暑い中早朝よりおいでいただきましてありがとうございます。コロナの方も神奈川県は、連日2千人を超えるような状況でありまして、ちょっと心配ですけれども、早く収まってほしいと思います。

ただ今より第14回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。本日、5番 見上委員におかれましては、所用のため、欠席の報告をいただいております。したがって、現在の委員数は13名、推進委員は3名でございます。定足数であります在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

日程3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。本日は、3番 笠間委員、4番 細谷委員のご兩名をお願い申し上げます。

日程4、会務の報告をいたします。事務局より報告を願います。

○事務局（田中総括副主幹）それでは、皆様のお手元に配布してございます諸般の状況報告及び今後の予定事件名の一覧をご覧いただきたいと存じます。既に実施されております7月26日から本日までにつきましては、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。今後の予定について申し上げます。9月16日 審議案件現地調査、市内一円におきまして、第2班の委員が出席される予定でございます。17日 第15回農業委員会 総会議案打合せ、農業委員会事務局におきまして、会長、職務代理が出席される予定でございます。27日 第15回農業委員会 総会、議会棟全員協議会室におきまして、委員全員が出席される予定でございます。なお、例年9月下旬から10月上旬にかけて開催されております農政懇談会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止の旨連絡がございましたので、併せてご報告いたします。

続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の3ページをご覧ください。当日総会分を申し上げます。法第3条許可申請1件 2,368㎡、法第5条許可申請1件 812.72㎡、農用地利用集積計画決定1件 2,006㎡、法第5条届出4件 566.40㎡、合計7件 5,753.12㎡でございます。なお、右側の欄に今年の案件累計を記載してございますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の報告が終わりました。ただ今より日程5、議事日程に入ります。本日の議事日程につきましては、農地法第3条の規定による許可申請事案をはじめ、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしくお願

いたします。また、会議の進行に当たりましては、特段のご協力を賜りますよう、併せてお願いいたします。

それでは、議案第30号、農地法第3条の規定による許可申請事案、整理番号8番を議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書4ページ、5ページをご覧ください。議案第30号、農地法第3条の規定による許可申請事案、整理番号8番でございます。譲渡人は譲受人の父親でございます。申請地は■■■■■■■■■■、地目畑、地積合計2,368㎡でございます。申請理由は農業経営の若返りを図るためとのことでございます。権利の種類は、所有権の移転です。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域・農用地外です。場所につきましては、5ページの案内図をご参照願います。

譲受人は、自作の田1,745㎡、畑8,328㎡を耕作し農業経営を行っており、本市の下限面積である20アールを超えます。また、これらの農地全てが耕作されていることを確認済でございます。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター3台、田植機、コンバイン等を保有しており、農業従事者は、譲受人夫婦、譲渡人夫婦の計4名、従事日数は250日です。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しておりません。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第1班の代表の委員より報告を願います。4番 細谷委員

○4番（細谷 則子君）整理番号8番、本件について8月16日1班私他、森山委員、比留川委員、笠間委員、高橋推進委員、事務局3名で現地調査を行いましたのでその結果を報告します。本日の全ての議案につきましても、同日、同メンバーで現地調査を行いましたので報告します。今回の申請地はきれいな耕運状態でした。第1班としましては、許可妥当と判断しましたので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。3番 笠間委員

○3番（笠間 保一君）地元担当委員といたしまして発言します。譲渡人と譲受人は親子関係でありまして、この親子は■■■■■■■■■■でも数少ない専業農家として、長年農業を営んでおります。譲渡人が80歳代後半になりましたので、農業経営の若返りを図るため、譲受人である長男に所有権を移転するものであります。長男は60歳代前半であり、積極的に農業経営を営んでいる事から、今回の申請事案について、許可することに支障ないものと判断いたし

ます。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第3条の規定による許可申請事案、整理番号8番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可されました。

次に、議案第31号、農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号5番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書6ページ、7ページをご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号5番でございます。申請人は記載のとおりです。

申請地は■■■■■■■■■■外2筆、地目畑、地積812.72㎡でございます。転用目的は駐車場及び製品置場、転用理由は事業拡大に伴う駐車場及び製品置場の拡大のためとのことでございます。場所につきましては、7ページの案内図をご参照願います。土地利用計画につきましては、別冊で配布してございます資料1に申請図面等でお示ししてございますのでそちらをご覧くださいと存じます。この転用に伴います工事の概要は、主に転圧及び砂利敷き施工で、工期は2か月間でございます。周辺への防除対策としましては、雨水は場内浸透処理とし、施設の外周には土留め鋼板を設置いたしまして、土砂及び雨水の流出を防止いたします。申請地は市街化調整区域・農用地外であり、立地要件は神奈川県で定めております転用許可基準による「第2種」農地に該当し、転用許可できる農地であります。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第1班の代表の委員より報告を願います。4番 細谷委員

○4番（細谷 則子君）整理番号5番について、今回の許可申請地に業務拡大に伴う駐車場及び製品置場として、違反状態や問題もなく第2種農地に該当し転用可能な農地であります。このことから第1班として転用はやむを得ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人と

して出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入っていただきます。

(参考人着席)

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会 会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今より、申請のありました、XXXXXXXXXX外2筆、地積合計 812.72 m<sup>2</sup>の農地転用に係る農地法第5条の規定による許可申請について、審議をいたすところです。それでは、私から参考人に次の6点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

○参考人（XXXXXXXXXX君）譲渡人XXXXXXXXXXさん、譲受人XXXXXXXXXXの代理人を務めますXXXXXXXXXXです。よろしくお願いいたします。

1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について、申請書の転用を必要とする理由書1番に書いてありますが、読み上げますと、現在の駐車場及び工作機械・空調機器・真空装置等の製品置場であるXXXXXXXXXX、302.57 m<sup>2</sup>の雑種地が手狭になりました。これは事業の拡大と業務用車両の大型化に伴い車両数が増えた事、家用車で出勤する従業員が増えた事等によるものです。車両の大型化により現在の道路状況、寒川町の町道幅員 4mですと通行が困難になって、一般車両とのすれ違いもスムーズにできません。今年の春ごろから 6m以上の道路に面して現在地よりも広い土地を探していました。寒川町大蔵の敷地は 4m道路の県道から 60m~70m程中に入った所に駐車場及び製品置場がありまして、会社で使っている業務用の大型トラック、ユニックが付いているんですが、4mの道路ですと当社の車が入っていくと一般の乗用車とのすれ違いが非常に困難で、曲がり角では 3度、4度と切り返さないといけない。3年前に借りたんですが事業が順調にあって仕事が増え、業務車両が増えたのが1つの理由として考えられます。今回農地転用の申請はこの地を選定した理由として、現在の選定した理由は既存の 6m道路が接していること。現在他の事業者が申請地の東側

に認定外道路を6mにする拡幅する作業をしまして、道路の拡幅工事をして出来上がったものを、市に寄付する形で今道路を作っております。道路がおよそ後一ヶ月で完了するので、その道路を使えるようになりますので、2面道路で道路状況が非常に良くなります。他の車両への迷惑も非常に緩和されると思いますので、この地を選びました。

2土地利用計画及び施設概要については、土地利用計画は、寒川町は302㎡程で、今回の購入予定地約812㎡なので、約3倍近くなります。土地利用計画図で示しているように、当社の車を業務用車両含めて9台収容します。製品置場は、ほとんど業務用の重量機械、キューピクルとか、ジェネレータ、あとは旋盤機械、真空装置といった工作機械。非常に重いものなので会社謄本に重量工作物の据付、設置、搬入と会社の登記で謳われている。そういう業務をしておりますので、そういう業務に必要な駐車場及び製品置場です。なぜそこに置くかと言うと、製品が出来上がったものを現場の方へメーカーから直接送る場合と、大型なものはメーカーから直接組立てたものを現場に持って行って、我々は現地に行ってそこで組立、配管、据付等をする。それ以外に空調機器比較的小さいので、駐車場に一度何台かまとめて持って行く。搬送してそこで詰替えしてから別の機材等もって現地へ行って据付設置する。こういう会社の業務形態なので駐車場及び製品置場、一時的な製品置場になります。また、現地で古いものを交換したりする。機械を外して持ってきて産業廃棄物として処理する前に一時的に保管して出せるまでの間の数時間置いたりとか、そういうものを置いたりする製品置場が必要なものです。

3転用計画と周辺への防除対策等について、今の土地約812㎡ですが農地が3筆、市から払い下げを受けた土地が雑種地になっておりますが今回の事業地の中に一部入っております。敷地の北側、東側は道路になりますのでここには特別な防除対策は考えてないですが、西側、南側は農地ですので、今回の敷地は砂利仕上げになっていますので、土留鋼板で高さが45cm位、砂利が飛散しない様に隣接の農地に砂利が飛んだりするといけないので、土留鋼板で飛散防止を防ぎます。一般的なフェンスですとフェンスの穴から砂利が飛ぶといけないので土留鋼板で隣接農地に行かないように回避をします。

4工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について、工期は許可日から2ヶ月の工期で完成させます。工事期間中の安全対策は、道路側に沿った所に擁壁を高いもので2m以下が建つんですがその工事中、道路の予告をしたり、ガードマンを入口と出口に配置して通行車両、近隣の居住者の通行等に支障ない様な安全対策をして、安全を第一に工事を進めてまいります。ガードマンは重機等が入る場合は3人を考えています。



5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況については、隣接所有者は[ ]さんですが亡くなっておられまして、管理されている親族の[ ]さんに説明して話してあります。周辺地域への説明状況は、地元農業委員さんに概略の説明させていただいています。

6 施設の管理計画については、用途が駐車場及び製品置場で事務所が横浜戸塚区原宿にありまして、車で20～30分です。当社は基本的には日祭日は休みで、8時から6時までです。日祭日はここを使用することはほとんどないと思いますが、工事現場によっては車が入りにくい所があるものですから、早朝5時～6時に製品だけを納入するんで、それ以外にも早めにこの駐車場を出入りする事が年に何回かあります。施設の管理計画は、ここは調整区域で管理事務所が作れないものですから、製品も置きますし、車も置きますので管理事務所はないにしても、出入口にチェーンで鍵をかけます。鍵は社員全員が持って作業場から出る最終の者が現場確認をした上で鍵をかけます。こういう安全管理を今も寒川の方でしております。同じような形で現場の安全管理を行っていきたいと考えています。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。

次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。13番 新倉委員。

○13番（新倉 賢一君）製品置場と言うことで、工作機械を置かれると言うことですが、工作機械の油が付いていることがありますか？

○参考人（[ ]君）ここの現場で組み立てたりはしないです。

○13番（新倉 賢一君）あくまでも置場ですね。

○参考人（[ ]君）はい。仮置場です。メーカーが来て各現場へ荷を積み替えるだけです。そこで製品を油使って汚したりはないです。

○13番（新倉 賢一君）工程作業はないと言うことですね。

○参考人（[ ]君）はい、そうです。

○13番（新倉 賢一君）転用目的に沿った駐車場及び製品置場ということですね。

○参考人（[ ]君）はい、そうです。

○議長（古塩 貞夫君）他に、参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質問は、以上といたします。それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員

会 会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございます。申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございます。

(参考人退席)

○議長(古塩 貞夫君) 参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員は私でございますので、補足する事項等を申し上げます。

現地は前々回に総会の議題に上がったように、かなり転用地が隣同士続いておりまして、現在は該当物件は農地です。周りも転用状況が進んでおりまして、所有者も年齢がややいっているということで、いずれこのまま農地を継続することはおそらく無理だろうという状況にあります。本件につきまして、農地転用止む無しと私はそう考えました。以上です。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号5番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

次に、議案第32号、農用地利用集積計画決定事案、整理番号48番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局(田中総括副主幹) 総会議案書8ページ、9ページをご覧ください。議案第32号、農用地利用集積計画決定事案、整理番号48番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりです。使用借人の耕作面積は16,600.75㎡、申請地は、XXXXXXXXXX外6筆、地目畑、地積合計2,006㎡でございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和3年12月1日から令和6年11月30日までの3年間です。利用目的は果樹、設定初年は平成18年、通算6回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、9ページの案内図をご参照願います。使用貸人は60日農業従事を行っておりますが、所有する農地の5割強を貸し付けており、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。一方の使用借人の状況でございますが、耕作面積の16,600.75㎡は、自作の畑5,432.75㎡、利用集積による畑11,168㎡で、管理する農地に遊休農地はございません。農機具は、

耕運機、トラクター等を保有しております。農業従事者は、本人及び妻、子の計3名、従事日数は350日となっております。従いまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第1班の代表の委員より報告を願います。4番 細谷委員

○4番（細谷 則子君）整理番号48番について、現地の状況はきれいにブルーベリーが植えられておりました。意欲的に農業経営に取り組み、農地として維持管理されていると認められましたので、第1班としては利用集積の継続に問題ないと判断しました。皆様のご審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第1地区 高橋推進委員

○第1地区（高橋 重雄君）推進委員として発言させていただきます。8月16日第1番の方と一緒に現地確認しました。現地はブルーベリーが栽培されておりまして、今回6回目ですが利用集積の継続に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号48番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、報告第8号、専決処分についてを議題といたします。事務局長より報告を願います。

○事務局長（岩見事務局長）それでは、議案書の10ページをご覧ください。専決処分について、1の「転用届出に係る事務処理」でございます。本件につきまして、農地法第5条第1項第7号の規定による届出が4件ありましたので、綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第8条第1項第1号により、事務局長において専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりご報告いたします。なお、詳細につきましては、次長か

ら説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○次長（早川次長）農地法第5条第1項第7号の規定による届出、整理番号16番から19番の4件でございます。転用の内容は、整理番号16番、17番及び19番が住宅敷地、18番が駐車場で、地積合計566.4㎡でございます。専決処分に付した日付けは、それぞれ記載のとおりでございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長・次長の報告が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これをもちまして、報告第8号、専決処分についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。これをもちまして、第14回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労様でした。


10時10分 閉会

綾瀬市農業委員会会議規則第19条第1項の規定によりここに署名する

綾瀬市農業委員会議長

古塩 貞夫 

綾瀬市農業委員会委員

細谷 則子 

綾瀬市農業委員会委員

笠岡 保一 